



長野県報

7月30日(木)
令和2年
(2020年)
第126号

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課).....	1
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	2
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	2

告示

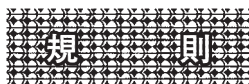
合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部改正(生活排水課).....	2
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	3
基本測量の実施(建設政策課).....	4
公共測量の実施(3件)(建設政策課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	5

公告

長野県飯田創造館の指定管理者の候補者の募集(文化政策課).....	5
建設業の許可の取消し(建設政策課).....	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課).....	12
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	12
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課).....	12
令和元年度地方独立行政法人長野県立病院機構の財務諸表(医療政策課).....	14

訓令

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(人事課).....	37
兼務に関する規程の一部改正(人事課).....	37
長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課).....	37



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第50号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「介護支援課」を「感染症対策課 介護支援課」に改める。

第4条中「及び」を「、感染症対策課及び」に改める。

第16条の2中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第16条の3を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

(感染症対策課)

第16条の3 感染症対策課は、感染症に関する事務をつかさどる。別表第33の健康福祉部の項中「及び医師・看護人材確保対策課」を「、医師・看護人材確保対策課及び感染症対策課」に改め、同表の保健・疾病対策課の項の次に次のように加える。

感染症対策課	感染症医療対策監	感染症に関する専門的事務の総括掌理
	診療放射線技師	放射線業務
	臨床検査技師	臨床検査業務
	保健師	保健指導業務

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

人事課

期末手当及び勤労手当の支給に関する規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤労手当の支給に関する規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

(期末手当及び勤労手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤労手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「長野保健福祉事務所長」を「松本保健福祉事務所長」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「長野保健福祉事務所長」を「松本保健福祉事務所長」に、

「 営業局次長 」を

「 感染症医療対策監
営業局次長 」に改める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第9号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

規則

長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

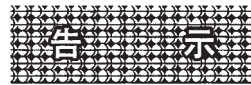
(特定退職者に関する暫定措置)

4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第6条の2の規定の適用については、同条中「次の各号に掲げる者」とするのは「雇用保険法施行規則附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次の各号に掲げる者」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の長野県職員の退職手当に関する規則附則第4項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

人事委員会事務局



長野県告示第361号

合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱(平成元年長野県告示第387号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿 部 守 一

第5第3項中「3月31日」を「3月15日」に改める。

生活排水課

長野県告示第362号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿 部 守 一

- 保安林予定森林の所在場所
上田市東内字穴ノ坊38のイ、38のロ、38のハ、38のニ
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課